

第 119 号 議 案

和解及び損害賠償の額の決定について

当事者 甲 長崎県長崎市 法人

当事者 乙 長崎県

甲及び乙は、令和 3 年 6 月 25 日付けで締結した外部公開等システム用端末装置の賃貸借及び保守契約を、同装置の OS である Windows 10 のサポート終了のため、乙の申出により令和 7 年 9 月 30 日付けで解除したことに伴う損害賠償に関する事案（以下「本件事案」という。）について、次の条項により和解し、損害賠償の額を決定するものとする。

第 1 条 本件事案に係る賠償額は、金 2,117,500 円とする。（全額県費負担）

第 2 条 甲及び乙は、本件事案については、前条の賠償額の支払いによって全てを解決し、他に何らの債権債務のないことを確認する。

令 和 7 年 11 月 26 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

（提案理由）

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。